

平成 27 年 10 月 15 日

経済戦略局総務部総務課長以下、市従公園支部長以下との予備交渉及び事務折衝

(支部)

これより予備交渉を始める。

「2015 自治労現業統一闘争に関する要求書」について申し入れを行いたい。

(局)

本件については、引き続き事務折衝において取り扱うこととします。

(支部)

それでは、ただいまから支部として、「2015 自治労現業統一闘争に関する要求書」の申し入れを行う。

支部は本日、2015 現業統一闘争における具体的獲得目標を掲げ、取り組みを進めるために、市従本部の申し入れに基づき、要求書を申し入れるものである。

(別紙)「自治労現業統一闘争に関する要求書」

(局)

ただいま、申し入れのありました「自治労現業統一闘争に関する要求書」につきまして、局の考え方を申し上げます。

平成 28 年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件等に関する項目につきましては、現在、市従本部からの申し入れを受け、人事室において具体の協議・検討を進めているところであります。局といたしましては、人事室と市従本部における協議経過・取り扱い等を踏まえまして、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

なお、申し入れの各項目のうち、第 4 項の「労働安全衛生管理体制の充実・強化」につきましては、職場の安全管理や職員の健康管理など、事業主が責任をもって取り組むべき重要な事項であると考えております。労働安全衛生にかかる全庁的な課題につきましては、人事室・市従本部間での交渉事項となりますが、当局における個々具体の事案につきましては、局・支部間での対応となることから安全衛生委員会等を通じまして、真摯に議論を重ねるとともに、関係所属とも連携を図り検討する等、具体の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、その他の項目につきましては、職制が主体性をもって取り組むべき事項であり、現時点では具体的な交渉すべき事項のないもの、あるいは各所属・支部間に交渉権限が委任されていない人事室・市従本部間で取り扱うべき事項と認識いたしております。今後、職員の勤務労働条件に関する交渉事項に発展することが想定される場合には、皆様

方と十分に協議を行い、誠意をもって適切な対応に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

(支部)

局は厳しい状況下にあっても市民視点に立ち、市民にとって安全で本当に必要で重要な事業は何かということを点検・検証した上で、局事業を推進するよう最大限の努力を要請するものである。

その上で、局回答に対し、数点にわたり指摘しておく。

第1に、昨年度も申し上げたが、電気設備維持管理業務を担う職員に関して、専門性や特殊性を兼ね備えた業務と支部は認識しており、営繕業務に関しても近い将来スポーツ施設の管理運営を担う職員同様、スタッフ職場としてその特命業務に合致した体制の構築を求めておく。また、局として組合員の雇用を守ることは当然のことながら、勤務労働条件に変更等が発生する場合は、時機を失することなく公園支部との意思疎通を図るよう要請しておく。

第2に「労働安全衛生管理体制の充実・強化について」であるが、公務災害の撲滅と、職場環境改善の取り組みの強化を図るために、適切な時期に委員会の開催をするよう求めておく。また、職場実態に応じて必要とされる資格取得や、特別教育及び安全衛生教育の受講、安全用具の購入など、公務災害ゼロをめざした取り組みを継続的に進めていくために、労使交渉事項であることから、今後も支部一局間での協議を強く求めておく。さらに、被服制度に関しては、現場実態を的確に把握したうえで、作業内容に即した被服等を貸与するよう要請しておく。

第3に、人事評価制度に関わっては、職場実態に応じ、技能職員の担っている役割を的確に反映できる制度にしていくために、これまで支部は局に対して、その制度や実施方法を検証し、改善を図るよう要請してきたところである。

支部として、「職員基本条例」に則って行われている相対評価は、日々現場で努力している技能職員を選別し、分限処分を課すことになるものでしかない上に、現在も本市と市従本部が労使合意されていない状況であることから、これまでと同様に反対の立場であることを表明しておく。